

島根型 6 次産業推進事業補助金交付要綱

制定 平成 28 年 3 月 17 日付ブランド第 555 号
一部改正 平成 28 年 12 月 1 日付ブランド第 485 号
一部改正 平成 30 年 1 月 15 日付ブランド第 456 号

(趣旨)

第 1 条 県は、県内の豊富な地域資源を活用し、1 次産業から 3 次産業の多様な事業者が連携して取組む 6 次産業を支援し、市町村を中心とした、広がりのある 6 次産業の展開等を促進することで、事業者の所得向上や地域の雇用拡大を図るために実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助率等)

第 2 条 補助対象事業、補助事業区分、補助対象経費、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表 1 のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(流用の禁止)

第 3 条 別表 1 の事業区分欄に掲げる 1 及び 2 の経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請)

第 4 条 市町村長又は事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が、規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、別記（1）、別記（2）の取り扱いに定められた書類を作成し、知事に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類及び提出の期日は、別に定めるものとする。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(書類の提出)

第 5 条 前条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 18 条の規定による書類の提出にあたっては、別記（1）、別記（2）の取り扱いによるものとする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、第 4 条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審

査し、補助金の交付又は不採択の決定を行い、補助金の交付申請者にその旨通知(様式第3号)するものとする。

(交付決定をしないことができる場合)

第6条の2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、様式第4号により知事に提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第8条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(変更交付申請)

第9条 規則第9条第1項の規定により規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、様式第5号により承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業を実施する地の変更
- (4) 事業の実施期間の延長
- (5) 事業実施主体の事業区分の補助金を増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- (6) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (7) その他知事が必要と認める場合

(入札てん末報告)

第10条 補助事業者は、事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならない。請負(随意)入札を終了したときは、速やかに請負入札(随意契約)てん末報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了報告(様式第7号)を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第8号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第11条に規定する通知の様式は、様式第9号とする。

(補助金の支払い)

第14条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者が概算払により補助金を受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を提出しなければならない。

(財産処分の制限を受ける機械及び器具)

第15条 規則第13条の第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、すべての機械及び器具とする。

2 上記について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)に規定する財産については、同令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことによる収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第16条 知事は、第4条の第3項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第17条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第12号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第18条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について様式第13号による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(事業計画達成状況報告)

第19条 補助事業者は、事業実施年度から5年間、毎年度、当該年度における達成状況等を、様式第14号により翌年度の5月末までに報告しなければならない。

(その他)

第20条 この補助金に関する本要綱に定めるもの以外に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表 1 - 1 事業者連携型

事業区分	事業内容及び対象経費	交付先	事業実施主体	補助率及び補助上限・下限額
1 推進事業	<p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原材料確保に係る支援 農産物の生産拡大や新規作物の導入実証等 2 商品開発に係る支援 原材料購入、加工品試作・試験、機能性成分分析、モニタリング調査等 3 販路開拓に係る支援 開発した商品の PR 資材の作成、商談会への出展等 4 体制整備に係る支援 推進会議の開催に係る講師謝金、資料印刷費等 5 専門家招聘に係る支援 研修会講師、専門アドバイザー契約等 <p>〔対象経費〕</p> <p>報償費（謝金）、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料（推進事業全体の事業費の 1 / 2 を上限とする）、発送費、使用料及び借り上げ料、原材料費、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの</p> <p>※対象としない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に掛かる経費 ・人件費 	事業実施主体	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林漁業者 2 中小企業者 3 特定非営利活動法人 4 事業協同組合 5 企業組合 6 有限責任事業組合 7 公益・一般社団法人 8 その他知事が認める者及び団体 	<p>1/2 以内</p> <p>1 事業あたり</p> <p>上限：3,000 千円</p> <p>下限： 500 千円</p>
2 整備事業	<p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物等の生産のために必要な施設及び機械等の整備 2 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設及び機械等の整備 3 その他の 6 次産業の取組みのために必要な施設及び機械等の整備 <p>〔対象経費〕</p>			<p>1/3 以内</p> <p>1 事業あたり</p> <p>上限：7,000 千円</p> <p>下限： 500 千円</p>

	<p>工事請負費、備品購入費、修繕費、その他知事が必要と認めるもの</p> <p>※対象としない経費</p> <ul style="list-style-type: none">・事業実施主体が本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費・農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、困障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費			
--	--	--	--	--

別表 1 - 2 市町村戦略型

事業区分	事業内容及び対象経費	交付先	事業実施主体	補助率及び補助上限・下限額
1 推進事業	<p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原材料確保に係る支援 地域農産物の生産拡大や新規作物の導入実証等 2 商品開発に係る支援 原材料購入、加工品試作・試験、機能性成分分析、モニタリング調査等 3 販路開拓に係る支援 開発した商品の PR 資材の作成、商談会への出展等 4 体制整備に係る支援 推進会議の開催に係る講師謝金、資料印刷費等 5 専門家招聘に係る支援 研修会講師、専門アドバイザー契約等 <p>〔対象経費〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体欄の市町村が行う事業に要する経費 2 事業実施主体欄の市町村が間接補助事業として行う、市町村以外の事業実施主体が行う事業に要する経費 報償費（謝金）、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料（推進事業全体の事業費の 1/2 を上限とする）、発送費、使用料及び借り上げ料、原材料費、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの <p>※対象としない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に掛かる経費 ・人件費 	市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村（※2 整備事業については〔事業内容〕の3に限る） 2 農林漁業者 3 中小企業者 4 特定非営利活動法人 5 事業協同組合 6 企業組合 7 有限責任事業組合 8 公益・一般社団法人 9 その他知事が認める者及び団体 	<p>2/3 以内</p> <p>1 事業あたり</p> <p>上限：5,000 千円</p> <p>下限： 500 千円</p>
2 整備事業	<p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物等の生産のために必要な施設及び機械等の整備 2 農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設及び機械等の整備 3 新商品開発に用いる加工又は分析のための機械の整備 			<p>1/2 以内</p> <p>1 事業あたり</p> <p>上限：10,000 千円</p> <p>下限： 500 千円</p>

	<p>4 その他の6次産業の取組みのために必要な施設及び機械等の整備 〔対象経費〕</p> <p>1 事業実施主体欄の市町村が行う事業に要する経費</p> <p>2 事業実施主体欄の市町村が間接補助事業として行う、市町村以外の事業実施主体が行う事業に要する経費 工事請負費、備品購入費、修繕費、その他知事が必要と認めるもの</p> <p>※対象としない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費 ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 			
--	--	--	--	--

別記（１）

事業者連携型

第１ 事業の目的

島根県内の豊富な地域資源を活用し、１次産業、２次産業、３次産業の多様な事業者が連携して取組む６次産業を支援し、事業者の所得向上や地域の雇用拡大を図る。

第２ 事業の内容

農林漁業者、商工業者、市町村等の多様な事業者から構成する地域ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）による、農林漁業者が主体となる６次産業化、商工業者が主体となる農商工連携、グリーンツーリズム等の地域振興活動、学校給食や産直市活動等の地産地消活動等、地域資源を活用した多様な６次産業の取組みを一体的に支援する。

第３ 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

- （１）農林漁業者とは、県内で農業、林業、漁業を行う者及びこれらの者の組織する団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業生産組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会のほか、法人格を有しない任意団体（集落営農組織）を含む。）。
- （２）中小企業者とは、中小企業基盤整備機構法第２条第１項に規定する県内に本社又は事業所を有する者（個人含む、みなし大企業を除く）
- （３）特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人のうち、県内に主たる事務所を有する者
- （４）事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第３条第１項第１号及び第１号の２に規定する事業協同組合のうち、県内に主たる事業所を有する者
- （５）企業組合とは、中小企業等協同組合法第３条第１項第４号に規定する企業組合のうち、県内に主たる事業所を有する者
- （６）有限責任事業組合とは、有限責任事業組合契約に関する法律第２条に基づく有限責任事業組合
- （７）公益・一般社団法人とは、県内に事業所を有する公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- （８）その他知事が認める者及び団体

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- （１）農林漁業者、商工業者等、１次産業、２次産業、３次産業等の多様な事業者連携による、事業実施主体を含めた３者以上のネットワークを構築すること
- （２）ネットワークには、県内の農林漁業者等の１次生産者が必ず加わっていること、ただし１次生産者のみのネットワークは対象外とする
- （３）事業実施主体は、事業計画の策定や計画的な事業実施の支援を行う、関係する地方公共団体、農林漁業支援機関、中小企業支援機関等（以下、「支援機関」という）を定めること

(4) 整備事業については、事業実施計画に雇用の拡大目標が掲げられていること

第5 支援機関との連携

事業実施主体は、支援機関と連携し、事業計画の達成に必要なブラッシュアップを図ること。

第6 推進体制

県は、支援機関及び関係機関と連携し、一体となり事業計画の策定、事業実施及び事業実施後の取組み等について、助言・指導にあたるものとする。

第7 実施等の手続き

- 1 募集については、別に定めるところにより実施するものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施に際して、事業実施計画書（様式第1号の①）を作成し、別途定める期日までに支援機関を経由して知事に提出すること。
- 3 県は、事業実施計画書をもとに、別に定める審査会（書面審査会、プレゼンテーション審査会）の評価を踏まえ、当該事業実施主体と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- 4 事業の内諾を受けた事業実施主体は、交付要綱第4条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第2号）と関係書類を添え、支援機関を経由して知事に提出するものとし、県は、審査の上、交付決定をもって事業採択とする。
- 5 交付要綱第7条、第9条、第11条、第12条、第18条に基づき知事に提出する際は、前項に準じ、支援機関を経由して提出すること。
- 6 その他必要な事項については、別途定めるものとする。

別記（２）

市町村戦略型

第１ 事業の目的

島根県内の豊富な地域資源を活用し、１次産業、２次産業、３次産業の多様な事業者が連携して取組む６次産業を支援し、市町村を中心とした、広がりのある６次産業の展開等を促進することで、事業者の所得向上や地域の雇用拡大を図る。

第２ 事業の内容

農林漁業者、商工業者、市町村等の多様な事業者から構成する地域ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）による、農林漁業者が主体となる６次産業化、商工業者が主体となる農商工連携、グリーンツーリズム等の地域振興活動、学校給食や産直市活動等の地産地消活動等、地域資源を活用した多様な６次産業の取組みを一体的に支援する。

第３ 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下に掲げるものとする。

- (１) 市町村とは、県内の市町村
- (２) 農林漁業者とは、県内で農業、林業、漁業を行う者及びこれらの者の組織する団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業生産組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会のほか、法人格を有しない任意団体（集落営農組織）を含む。）
- (３) 中小企業者とは、中小企業基盤整備機構法第２条第１項に規定する県内に本社又は事業所を有する者（個人含む、みなし大企業を除く）
- (４) 特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人のうち、県内に主たる事務所を有する者
- (５) 事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第３条第１項第１号及び第１号の２に規定する事業協同組合のうち、県内に主たる事業所を有する者
- (６) 企業組合とは、中小企業等協同組合法第３条第１項第４号に規定する企業組合のうち、県内に主たる事業所を有する者
- (７) 有限責任事業組合とは、有限責任事業組合契約に関する法律第２条に基づく有限責任事業組合
- (８) 公益・一般社団法人とは、県内に主たる事業所を有する公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人
- (９) その他知事が認める者及び団体

第４ 事業要件

事業実施主体は、次の要件を全て満たすこととする。

- (１) 市町村が６次産業（農商工連携を含む）推進に向けて策定した、または当該年度内に策定が確実と見込まれる戦略（以下、「市町村戦略」という）に基づく取組であること
- (２) 市町村が間接補助事業を実施する場合の事業実施主体は、当該市町村内に事業所を置く事業者であること

- (3) 農林漁業者、商工業者等、1次産業、2次産業、3次産業等の多様な事業者連携による、事業実施主体を含めた3者以上のネットワークを構築すること
- (4) ネットワークには、県内の農林漁業者等の1次生産者が必ず加わっていること、ただし1次生産者のみのネットワークは対象外とする
- (5) 整備事業については、事業実施計画に雇用の拡大目標が掲げられていること

第5 市町村戦略

市町村戦略には、原則として以下の項目が明記されているものとし、既存計画等で以下項目が明記されている場合は、その計画を市町村戦略としてみなせるものとする。

- (1) 当該市町村の農林漁業及び6次産業化についての現状と課題
- (2) (1)の現状と課題を踏まえた6次産業化の取組方針
- (3) 今後（5年後程度）の6次産業化推進の成果目標
- (4) 地域の特性を活かして6次産業化に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発し、及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性
- (5) 育成を図る6次産業化事業体の将来像
- (6) 該当市町村における6次産業化に取り組む事業者への支援の考え方、施策
- (7) 国・県等の支援施策の活用方策
- (8) その他の必要事項

第6 推進体制

県は、支援機関及び関係機関と連携し、一体となり事業計画の策定、事業実施及び事業実施後の取組み等について、助言・指導にあたるものとする。

第7 実施等の手続き

- 1 募集については、別に定めるところにより実施するものとする。
- 2 市町村は、本事業の実施に際して、事業実施計画書（様式第1号の②）を作成し、別途定める期日までに知事に提出すること。
- 3 県は、事業実施計画書をもとに、別に定める審査会（書面審査会、プレゼンテーション審査会）の評価を踏まえ、当該市町村と協議を行い、適当と認められたときは、これを内諾するものとする。
- 4 事業の内諾を受けた市町村は、交付要綱第4条に基づき、事業実施計画書に補助金交付申請書（様式第2号）と関係書類を添えて知事に提出するものとし、県は、審査の上、交付決定をもって事業採択とする。
- 5 市町村は、交付要綱第7条、第9条、第11条、第12条、第18条に基づき知事に提出する際は、前項に準じて提出すること。
- 6 その他必要な事項については、別途定めるものとする。

第8 間接補助金の交付

間接補助事業として補助金の交付を受けた市町村は、補助を行う事業実施主体に対して、要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。